

令和4年2月相良村農業委員会定例総会議長進行要領

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(13人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) ~~富永 得治~~
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 ~~(9番) 岩坂 博行~~

地区推進委員

~~信國 敏彦~~ 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人) 最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 佐竹 竜一

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、3番委員と9番委員、四浦地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年2月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、4番委員、5番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は17件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字川辺字雨湊、地目は田が1筆、面積は221㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1筆当たり100,000円、10aあたりに換算すると452,488円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>先日、川辺地区推進委員と一緒に本人と立ち合いを行いました。以前から登記がされていなかったところで、議案内容のとおりに間違いありません。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字藏城、地目は田が2筆、合計面積は3,287㎡です。権利種別は3条の賃貸借で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は10a当たり6,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>先日、譲渡人のほうに伺いましたが、孫への登記が完了したとのことだったので、問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>

議長	次に、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。
	番号 1、大字柳瀬字二俣、地目は田が 1 筆、面積は 521 m ² で、転用目的は資材置場及び駐車場です。売買価格は 1 筆で 300,000 円、10 a 当たりに換算すると 575,815 円です。この案件に係る農地は第 2 種農地であり、あさぎり町で土木工事等を営む法人が現在の土地だけでは手狭となったため、業務のための資材置場と、業務に使用する車等の駐車場として利用したく申請されたものです。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
1 番委員	2 月 6 日に確認をとってきましたが、記載のとおりで間違いのないことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議長	次に、議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字柳瀬字新並木、地目は田が 2 筆、合計面積は 3,053 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで、期間は 5 年で賃借料は 2 筆で 60,000 円、10 a 当たりに換算すると 19,652 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>利用権の設定を受ける人に確認を取りましたが、以前から書類であがっていなかったところとのことで、議案のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と（3 番富永委員か杉本推進委員）からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が 2 筆、合計面積は 7,498 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで、期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>利用権の設定を受ける人に確認を取ってきましたが、記載されているとおりでとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字朝の迫、地目は田が1筆、面積は2,784㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年です。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
川辺地区推進委員	2月2日に会ってきましたが、記載のとおりで間違いのないことです。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字柳瀬字新並木、吉ノ尾、地目は田が9筆、畑が4筆、合計面積は19,121㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。

柳瀬地区推進委員	個人から会社へということで、耕作されていることは間違いありませんので問題ないです。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字西村、地目は田が1筆、面積は1,755㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>先日、受け人と会って話しましたが、条件がよいところではないが、記載されているとおりで問題ないとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

事務局	<p>定いたします。次に6番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号6、大字川辺字下原、地目は畑が4筆、合計面積は26,856㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
議長	<p>これは私が直接会って話を聞いてきました。会社と本人が使用貸借を結ぶものです。1年間とりあえずやってみたいとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と私の報告で、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
4番委員	<p>1年という期間は問題ないのか。</p>
議長	<p>とにかく自分の土地だけを会社に貸して、1年間やってみたいということでした。</p> <p>他に、ご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字南上川、八王、下黒石、地目は田が3筆、合計面積は4,343㎡です。貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>話を聞いてきましたが、議案に記載のとおり間違いありませんでし</p>

議長	<p>た。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に8番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字井沢原、地目は田が1筆、面積は1,931㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は1筆40,000円で、10aあたりに換算すると20,714円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>2月4日に受人に確認をとってきましたが、記載のとおり間違いのないということでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番については、柳瀬地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制</p>

	<p>限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>柳瀬地区推進委員・退席</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字三石、立神、地目は畑が3筆、合計面積は4,159㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間はR4.5.31までです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について報告ですが、3番委員が欠席ですので、私が報告しますが、記載のとおり問題はありません。</p> <p>事務局からの説明と私からの報告で、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
1番委員	<p>なぜ使用貸借期間が短いのか。</p>
議長	<p>耕作放棄地解消補助金の返還が生じないように期間を延長するものです。</p> <p>他に、ご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>柳瀬地区推進委員・入室</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。5件とも農業公社の案件です。それでは1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。1番から5番</p>

議長	<p>まで農業公社の分になります。</p> <p>番号 1、大字川辺字別府原、地目は田が 1 筆、面積は 2,866 m²で、所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 10 a 当たり 357,642 円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺中高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 7,619 m²で、所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 10 a 当たり 307,500 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
2 番委員	<p>前はそばを作っていたが、現在は樹園地になっている。</p>
議長	<p>他に、意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 3 番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 3、大字柳瀬小原ノ上、小原、地目は田が 4 筆、合計面積は 4,359 m²で、所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は小原ノ上 74-1 と小原 119-1 が 10 a 当たり 307,500 円で、小原 93-1 と 114-1 が 10 a 当たり 256,250 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 4 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 4、大字柳瀬吉ノ尾、地目は田が 1 筆、面積は 1,465 m²で、所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 10 a 当たり 410,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 5 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 5、大字柳瀬吉ノ尾、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、合計面積は</p>

議長	<p>3,963 m²で、所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は畑が10a当たり205,000円で田が10a当たり410,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 3月10日(木)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時45分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年2月10日

相良村農業委員会

署名委員 3番 _____ (印)

署名委員 4番 _____ (印)